福井県警察における警察情報管理システムの運用管理に関する訓令

平成２３年３月２８日
福井県警察本部訓令第１０号

福井県警察における警察情報管理システムの運用管理に関する訓令を次のように定める。

福井県警察における警察情報管理システムの運用管理に関する訓令

福井県警察における警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成１６年福井県警察本部訓令第９号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則

（目的）

第１条　この訓令は、福井県警察における警察情報管理システムについて、運用及び維持管理に関する基本的事項を定めることにより、警察情報管理システムで取り扱う情報の適正な管理を行うことを目的とする。

（情報セキュリティ）

第２条　情報セキュリティについては、福井県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成１９年福井県警察本部訓令第３号）による。

（用語の定義）

第３条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　警察庁情報管理システム

福井県警察に設置される電子計算機を利用して次に掲げる電子行政文書（警察庁における文書の管理に関する訓令（平成１３年警察庁訓令第８号。以下「文書管理訓令」という。）第２条第１項第３号に規定する電子行政文書をいう。以下同じ。）を広域的に作成又は利用するためのシステムであって、警察庁が設置するサーバ等、端末装置（警察庁が設置するもの又は端末接続するため福井県警察が設置するものに限る。）、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

ア　警察庁における個人情報の管理に関する訓令（平成１７年警察庁訓令第２号）第２条第１項第３号に規定する個人情報ファイルに該当する電子行政文書

イ　アに掲げるもののほか、電子行政文書の文書管理者（文書管理訓令第６条第１

項に規定する文書管理者をいう。）及び警察庁システム総括責任者が協議して特に管理することが必要と認める電子行政文書

(2)　福井県警察情報管理システム

警察業務の効率化又は高度化を図るため福井県警察が設置するシステムであって、サーバ等、端末装置、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいい、別称ふくいＥＣＨＯネットという。

(3)　警察情報管理システム

警察庁情報管理システム及び福井県警察情報管理システムをいう。

(4)　警察ＷＡＮシステム

次に掲げるものをいう。

ア　警察庁ＷＡＮシステム

警察職員の範囲内で電子メールの送受信、電子掲示板の提供若しくは閲覧その他情報の交換若しくは共有又は行政文書の管理を行うため、警察庁が設置したサーバ、端末装置及びこれらを接続するデータ伝送回線並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたもの（警察文書伝送システムを除く。）をいう。

イ　都道府県警察ＷＡＮシステム

警察職員の範囲内で電子メールの送受信、電子掲示板の提供若しくは閲覧その他情報の交換若しくは共有又は行政文書の管理を行うため、都道府県警察が設置したサーバ、端末装置及びこれらを接続するデータ伝送回線並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

(5)　サーバ等

情報を体系的に記録し、検索し、又は編集する機能を有するサーバ及びメインフレームをいう。

(6)　端末装置

サーバ等にデータを入力し、又は出力するために操作する装置をいう。

(7)　端末接続

福井県警察が設置する端末装置と警察庁が設置するサーバ等を接続することをいう。

(8)　対象業務

警察情報管理システムを利用して行う情報の管理に係る業務をいう。

(9)　システム設計

対象業務を新設し、又は変更しようとする場合において、当該対象業務の内容を分析し、及び検討して情報の処理の手順を定め、当該情報処理を実現するために必要な機器及びプログラムの構成を設計することをいう。

(10)　アクセス

警察情報管理システムにデータを入力し、又は警察情報管理システムからデータを出力することをいう。

(11)　アクセス権者

アクセスを行う権限を与えられた者をいう。

(12)　アクセス範囲
　アクセス権者ごとにその者が行うことができるアクセスの範囲をいう。
(13)　照会
　警察情報管理システムを構成するサーバ等に特定の事項が記録されているか否かに関する情報又は当該サーバ等に記録された事項の内容に関する情報を得るため、警察情報管理システムを利用することをいう。
(14)　照会者
　照会を行う警察職員をいう。
(15)　外部記録媒体
　フロッピーディスク、フラッシュメモリ、外付けハードディスク、ＤＶＤ規格媒体等警察情報管理システムに接続し情報を入出力する媒体をいう。
(16)　電磁的記録媒体
　電子計算機、端末装置等に内蔵されたハードディスク等の文字、図画等の情報を記録しておくことができる媒体及び外部記録媒体をいう。
(17)　電磁的記録
　電子計算機及び端末装置並びにＯＡ機器等の電磁的記録媒体に記録された電子情報及び外部記録媒体に電子的に保存された記録並びに端末装置の伝送機能を使用して伝送中の電子情報をいう。
(18)　入力資料
　福井県警察情報管理システムを構成するサーバ等により処理することを目的として作成した文書、図画及び電磁的記録をいう。
(19)　出力資料
　福井県警察情報管理システムを構成するサーバ等により処理された情報を記録した文書、図画及び電磁的記録をいう。
(20)　システムドキュメント
　警察情報管理システムに関する次に掲げる文書、図画及び電磁的記録（作成中のものを含む。）をいう。
ア　システム仕様書
イ　システム設計書（情報の処理の手順並びに機器及びプログラムの構成の概要の記録をいう。）
ウ　プログラム仕様書（情報処理の手順の概要の記録をいう。）
エ　プログラムリスト
オ　操作指示書（システムの維持管理に伴う機器の設定方法等を説明した記録をいう。）
(21)　取扱説明書
　警察情報管理システムを利用する者が対象業務を行う上で参照する機器の操作の方法を説明した記録をいう。

（基本方針）
第４条　警察情報管理システムの運用及び維持管理に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1)　警察情報管理システムを積極的に活用し、事務能率の増進を図ること。
(2)　関係部門が相互に協力し、警察情報管理システムを円滑に運用すること。
(3)　警察情報管理システムの利用実態を把握し、有効性の向上に努めること。
(4)　個人情報保護対策を徹底すること。
(5)　情報セキュリティ対策を徹底すること。
(6)　警察ＷＡＮシステムと接続する場合は、当該システムの運用要綱によること。

第２章　管理組織

（システム総括責任者）
第５条　福井県警察にシステム総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。
２　システム総括責任者は、警察情報管理システムについて、その運用及び維持管理に関する事務を総括する。

（システム管理者）
第６条　福井県警察にシステム管理者を置き、情報管理課長をもって充てる。
２　システム管理者は、システム総括責任者の命を受け、警察情報管理システムの適正な運用及び維持管理に当たらなければならない。

（運用管理者）
第７条　個人情報に係る対象業務を行う所属に運用管理者を置き、それぞれ当該所属長をもって充てる。

（業務主管課長）
第８条　対象業務を主管する所属に業務主管課長を置き、当該対象業務を主管する警察本部の所属長をもって充てる。

（福井県警察情報化推進委員会）
第９条　警察情報管理システムを活用して福井県警察の情報化を推進するため、県警察に「福井県警察情報化推進委員会」（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会は、委員長のほか、副委員長及び委員をもって組織し、別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

（任務）
第10条　委員会の任務は、次に掲げる事項とする。
(1)　福井県警察の情報化の推進に関すること。
(2)　警察情報管理システムと他のシステムとの有機的な結合及び調整に関すること。
(3)　他の行政機関と関連する情報化施策の計画及び調整に関すること。
(4)　情報処理関連機器の導入及び運用のための総合的計画及び調整に関すること。

（会議）
第11条　委員会の会議は、次の各号に掲げる方法による。
(1)　委員長は、必要に応じ会議を招集し、その会議を主宰する。
(2)　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

（幹事会）
第12条　特定の事項を調査し、又は研究するため、委員会に幹事会を置く。
２　幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、別表第２に掲げる者を充てる。

３　幹事長は、調査及び研究の経過及び結果を委員会に報告するものとする。
４　第１１条の規定は、幹事会の会議について準用する。
（庶務）
第13条　委員会及び幹事会の庶務は、警務部情報管理課において処理する。
第３章　個人情報保護
（アクセスの管理）
第14条　システム総括責任者は、警察情報管理システムの対象業務ごとに、アクセス権者及び各アクセス権者のアクセス範囲を定め、アクセス権者以外の者によるアクセス及びアクセス権者によるアクセス範囲を越えたアクセスを防止するために、必要な措置を執らなければならない。
（不正なアクセスの禁止）
第15条　アクセス権者以外の者は、アクセスをしてはならない。
２　アクセス権者は、アクセス範囲を越えてアクセスをしてはならない。
（照会の管理）
第16条　システム総括責任者は、対象業務ごとに照会の手続を定めるとともに、対象業務の目的に応じて、照会者の範囲又は各照会者が行うことができる照会の範囲を定めることなどにより、対象業務の目的以外の目的での不正な照会を防止するために必要な措置を執らなければならない。
（不正な照会、情報の利用等の禁止）
第17条　照会者は、対象業務の目的以外の目的で不正に照会をしてはならない。
２　照会者は、正当な理由がある場合を除き、照会により得た情報を対象業務の目的以外の目的で利用し、又は提供してはならない。
（入力資料等の不正交付の禁止等）
第18条　入力資料及び出力資料は、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、又は遺棄し、若しくはき損してはならない。
２　入力資料及び出力資料は、これを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。
（電磁的記録の管理）
第19条　警察情報管理システムに係る電磁的記録については、個人情報の保護及び情報の漏洩防止に資する必要な措置を執らなければならない。
第４章　対象業務のシステム設計及びふくいＥＣＨＯネットの運用
（対象業務に係る検討事項）
第20条　福井県警察情報管理システムのシステム設計を行おうとする場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項について検討を行わなければならない。
(1)　対象業務を追加し、又は変更する必要性に関する事項
(2)　対象業務の実施による福井県警察の事務全般への影響に関する事項
(3)　システム設計及び対象業務の実施に必要な人員、組織及び経費に関する事項
(4)　対象業務の実施に当たり必要な安全性の確保に関する事項
(5)　その他対象業務の実施に関する事項
（システム設計の基本原則）
第21条　システム設計に当たっては、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1)　情報処理の正確性及び適時性の確保に関する事項
(2)　障害時の復旧対策、アクセス統制等の安全性の確保に関する事項
(3)　関連業務との整合性に関する事項

（ドキュメントの取扱い）

第22条　システムドキュメント、取扱説明書及びプログラムは、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、又はこれを遺棄し、若しくはき損してはならない。

２　システムドキュメント、取扱説明書及びプログラムはこれを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。

（システムの有効性の追求）

第23条　システム総括責任者は、ふくいＥＣＨＯネットが真に業務の効率化に資されているかを定期的に調査し、システムの有効性を追求するものとする。

（端末装置等の効率的な運用）

第24条　システム総括責任者は、各所属の情報処理業務の実情を調査し、効率的に端末装置等を配置するものとする。

（教養）

第25条　システム総括責任者は、関係警察職員に対して、警察情報管理システムの適正な取扱いについての教養を行うものとする。

（事故発生時の措置）

第26条　システム総括責任者は、警察情報管理システムに関する事故が発生した場合において執るべき措置を定め、これを関係警察職員に周知しておくとともに、事故が発生した場合は、速やかにその状況及び原因を調査し、適切な措置を執らなければならない。

（警察情報管理システムに関する業務の外部への委託）

第27条　警察情報管理システムに関する業務の警察職員以外の者への委託に当たっては、その安全性を確保するために必要な措置を執らなければならない。

第５章　情報管理業務監査

（情報管理業務監査）

第28条　本部長は、警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、警務部長及び業務に関係する警察本部の部課長（以下「警務部長等」という。）に情報管理業務に係る監査を行わせるものとする。

（監査の種類）

第29条　監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

（通常監査の実施）

第30条　警務部長等は、１年に１回、各所属に対し、警察情報管理システムの運用管理状況全般について、通常監査を実施するものとする。

２　警務部長は、年度ごとに、当該年度における通常監査の実施計画（以下「実施計画」という。）を定め、本部長の承認を得るものとする。

３　実施計画は、通常監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を含むものとする。

４　警務部長は、実施計画を定めるに当たっては、業務に関係する警察本部の部課長と協議するものとする。

（監査官の指名等）

第31条　警務部長等は、通常監査の対象となる所属における警察情報管理システムの運用管理状況全般に関する実地調査（以下「実地調査」という。）を行わせるため、情報管理課又は対象業務に関係する所属（以下「関係所属」という。）の次席以上の職にある警察職員の中から監査官を指名するものとする。

２　警務部長等は、前項の監査官の職務を補佐させるため、情報管理課又は関係所属の課長補佐以上の職にある警察職員の中から監査補佐官を指名することができる。

（監査官の権限等）

第32条　監査官及び監査補佐官は、実地調査を実施するため必要と認めるときは、通常監査の対象となる所属の警察職員に対し、説明、資料の提出若しくは指定する日時及び場所に出頭することを求め、又は当該所属の施設に立ち入ることができる。

２　監査官は、実地調査を終了したときは、意見を付してその結果を速やかに警務部長等に報告しなければならない。

（監査結果の通知等）

第33条　警務部長等は、実地調査に基づき、改善を求める事項その他必要と認める事項を当該通常監査の対象となった所属長に通知するものとする。

２　前項の規定により通知を受けた所属長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執り、その結果を警務部長等に報告しなければならない。

３　警務部長は、実地調査の結果及び必要な事項を本部長に報告するものとする。

（特別監査）

第34条　警務部長等は、特に必要があると認める場合は、協議して、特別監査の対象となる所属等、監査項目及び実施要領を定め、本部長の承認を得て特別監査を実施するものとする。

２　第３０条から第３２条までの規定は、特別監査の実施について準用する。この場合において、「通常監査」とあるのは、「特別監査」と読み替える。

第６章　雑則

（その他）

第35条　この訓令に定めるもののほか、福井県警察における警察情報管理システムの運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

この訓令は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年５月９日福井県警察本部訓令第１４号）

この訓令は、平成２４年５月９日から施行する。

別表第１

福井県警察情報化推進委員会

委　員　長	警務部長
副委員長	警務部情報管理課長
委　　　員	警務部総務課長 警務部警務課長 警務部会計課長 警務部監察課長 生活安全部生活安全企画課長 生活安全部地域課長 刑事部刑事企画課長 交通部交通企画課長 警備部公安課長

別表第２

福井県警察情報化推進委員会幹事会

幹　事　長	警務部情報管理課長
幹　　　事	警務部総務課情報公開担当課長補佐 警務部警務課企画第一担当課長補佐 警務部警務課組織担当課長補佐 警務部会計課予算担当課長補佐 警務部監察課監察企画担当課長補佐 警務部情報管理課情報企画担当課長補佐 警務部情報管理課開発担当課長補佐 生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策支援室長 生活安全部地域課企画担当課長補佐 各部（警務部を除く。）庶務担当課企画担当課長補佐